

第4 地方交付税関係

平成25年度普通交付税（市町村分）について

1 当初算定

(1) 本県市町村分の算定結果

軽井沢町を除く76市町村に2,443億5,833万8千円が交付された。これは前年度（当初）に比べ4億2,152万円（0.2%）の増となった（全国市町村分は1.3%の減）。臨時財政対策債発行可能額を加えた額は2,921億4,670万9千円で、前年度（当初）に比べ25億2,975万8千円（0.9%）の増となった（全国市町村分は0.7%の減）。

(2) 主な算定方法の改正点

平成25年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として単位費用等が示され、それをもとにした算定が行われた。

平成25年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」について、地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の臨時費目として「地域の元気づくり推進費」（市町村分1,050億円程度）が設けられ、地域の活性化への取組に必要な財政需要を、人口を基礎として算定が行われた。また、その際にこれまでの行財政改革による人件費削減努力を、給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と職員数削減の要素で加算して算定が行われた。

本年度は普通交付税算定に用いる普通態容補正（種地・農業級地・林野級地）の5年に1度の見直しの年となっており、最近の国勢調査結果等に基づく見直しが行われた。

(3) 臨時財政対策債発行可能額

財政力の弱い団体に配慮し財政調整機能を強化する観点から、臨時財政対策債発行可能額の配分割合については、平成23年度から3年間で段階的に「人口基礎方式」を廃止することとしており、今年度から全額を、財源不足が生じている計算となる地方団体における当該不足額を基礎として算出する「財源不足額基礎方式」により算出することとなった。

なお、県内市町村分の発行可能額は477億8,837万1千円で、前年度に比べ、21億823万8千円（4.6%）の増となった。

(4) 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各団体の住宅借入金等特別控除見込額を基礎として算定された。なお、児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金（自動車取得税交付金）は平成24年度で廃止されている。

2 2月追加交付（調整復活）

平成25年7月の交付決定の際、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えたことにより普通交付税の総額が不足したため、各地方団体の基準財政需要額に一定の率（調整率）を乗じた額（調整額）を減額して交付決定された。

平成26年2月に平成25年度国補正予算（第1号）が成立し、地方交付税総額が増額されたことを受けて調整額の復活が行われ、当初交付決定で減額した額が追加交付された。

本県では、軽井沢町を除く76市町村に3億1,850万3千円が追加交付された。これにより、平成25年度の普通交付税額（調整復活後）は2,446億7,684万1千円となり、前年度（調整復活後）と比べ1億2,445万3千円（0.1%、全国市町村分は1.6%）の減となった。臨時財政対策債発行可能額を加えた額は2,924億6,521万2千円で、前年度（調整復活後）に比べ19億8,378万5千円（0.7%）の増となった。

各表の数値は、特に記載のない限り、調整復活後のものである。